平成２３年（フ）第２９４号
静岡市駿河区中村町365番地　コーポ斉藤201号
債務者　山口　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１号
静岡市駿河区下川原６丁目23番13号
債務者　三田村貴一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６号
静岡市清水区宮加三719番地の３、旧住所静岡市清水区宮加三718番地の２　フラワーアネックス104号
債務者　深澤　松夫
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０６号
東京都狛江市和泉本町２丁目25番５号狛江荘
債務者　鹿糠　隆士
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６９号
静岡市葵区春日３丁目２番506号
債務者　山本　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５１号
静岡市清水区高橋南町７番46号　コーポ上島Ⅱ203号
債務者　安藤千恵子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜６丁目23番22―302号　嘉手納マンション
債務者　當眞　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１１０号
北海道帯広市西16条南６丁目42番18号　２Ｆ
債務者　鈴木　麻実（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３６１号
長崎県佐世保市有福町1372番地２
破産者　豊嶋　直人
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
群馬県太田市富若町670番地１
破産者　吉澤　和惠
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２４８号
茨城県つくばみらい市細代486番地２、開始決定時の住所茨城県つくばみらい市戸茂323番地２
破産者　宇田川和男
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１５号
茨城県かすみがうら市加茂4548番地６
破産者　齋藤　文男
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９５号
札幌市中央区南４条西10丁目1005番地４　プレリオン札幌南４条704号
破産者　工藤　正広
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８７号
札幌市北区新琴似２条６丁目２番14―105号
破産者　堀内　正司
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０号
釧路市花園町４番14号
破産者　中島　衆司
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
釧路市花園町４番14号
破産者　中島　孝雄
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所